

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

平成29年4月21日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 菅原 隆拓

1 工事概要

(1) 工事名 岩国飛行場(H29)統合倉庫新設電気その他工事

(2) 工事場所 山口県岩国市（米軍岩国基地内）

(3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。

- ・統合倉庫新設 RC-2 延面積 約8,150㎡×1棟
- ・発電機室新設 RC-1 延面積 約60㎡×1棟
- 上記に係る付帯電気・通信情報設備工事一式
- ・構内配電線路工事 一式
- ・構内通信線路工事 一式

(4) 工期 平成31年3月29日まで。

(5) 本工事は、入札時に「簡易な施工計画」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。なお、「企業の信頼性・社会性」の評価にあたっては、地域精通度及び地域貢献度を重視して評価を行う「地域評価型」の対象工事である。また、地域の優良企業を特定建設工事共同企業体の構成員として活用する試行対象工事である。

(6) 本工事は、発注者が競争参加希望者に見積の提出を求め、ヒアリングを通じて見積の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積を積算価格に反映させるものである。見積の提出期限までに電気及び通信工事の管路土木工事に対する直接工事費（当該工事に必要な仮設費を含む。）について記載した見積（以下「見積」という。）を提出するものとする（詳細は入札説明書による。）。

(7) 本工事では、見積の提出後、競争参加希望者の責任者、配置予定の技術者等からヒアリングを行い、見積の妥当性を確認するものとする。

(8) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

(9) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）

又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同

企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年4月21日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示す手続きに従い、岩国飛行場(H29)統合倉庫新設電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数）が870点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、480点以上であること。
- (5) 平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、延面積3,000㎡以上(1棟当たり)の建物新設（全面改修工事を含む）に係る動力設備及び電灯設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成14年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延面積300㎡以上（1棟当たり）の建物新設(全面改修工事を含む)に係る動力設備及び電灯設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) 簡易な施工計画が適正であること。
- (7) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者

又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法第26条3項に該当しない工事の場合については専任を要しない。ただし、監理技術者等の配置は平成29年11月（予定）からとする。

ア 主任技術者は、2級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格等を有する者であること。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者。

イ 監理技術者は、1級電気工事施工管理技士又は同等以上の資格等を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格証および監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 平成14年度以降入札公告日までに元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延面積1,500㎡以上（1棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む）に係る動力設備及び電灯設備工事を施工した経験を有する者（共同企業体の構成員の職員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る）。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 中国四国防衛局が発注した「電気工事」のうち、平成27年度及び平成28年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(12) 単体については、中国四国防衛局の管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県又は高知県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。又は同管轄区域内において、同種工事の実績を有すること。

共同企業体の代表者以外の構成員は、岩国市、周防大島町、和木町又は大竹市に本店が所在すること。共同体の代表者については、本店、支店又は営業所の所在地の要件は求めない。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

本工事の評価項目は、次のアからエとし、詳細は入札説明書による。

ア 企業の技術力（簡易な施工計画等）

イ 企業の信頼性・社会性

ウ 施工体制

エ その他（ペナルティ）

(2) 総合評価の方法

ア 標準点 要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ 加算点 技術資料の内容に応じ、(1)ア、イ及びエの評価項目ごとに評価を行い、得られた「評価点数の合計値」が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、最も高い者に20点の加算点を付与する。

その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を加算点として付与する。

ウ 施工体制評価点 「施工体制評価点」は(1)ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、簡易な施工計画に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) 施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)アからエをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする場合がある。

なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。

イ 上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

(5) その他 受注者の責により入札時の(1)の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、1工事最大10点減ずる。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30

中国四国防衛局総務部契約課契約審査第1係

TEL 082-223-7233 (内線554)

FAX 082-222-3027

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間 平成29年4月21日から平成29年7月25日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時から午後10時（金曜日は午後6時）まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター

<http://www.mod-eboc.go.jp>

ウ 交付方法 全て、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF (Acrobat 8形式)

図面類 : PDF (Acrobat 8形式)

数量表等 : Excel (2007形式)

申請書類 : Word (2007形式) 又は一太郎 (2008形式)

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、(1)へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付する。

なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊のホームページより入手可能である。

(http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/pdf/koji_004.pdf)

(3) 申請書及び技術資料の提出期限等

ア 提出期限 平成29年5月18日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料が3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。紙入札方式による場合は、(1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 見積の提出期限等

ア 提出期限 (3)アに同じ。

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等により提出する。】

(4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限 平成29年7月21日 正午

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、紙入札方式による場合は、(1)に持参することとし、郵送等による提出は認めない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年7月26日午後1時30分

イ 場所 中国四国防衛局5階会議室

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行広島支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 中国四国防衛局)又は銀行等の保証(取扱官庁 中国四国防衛局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。

(3) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成29年6月27日から平成29年7月21日まで(利付国債の提供の場合は平成29年7月6日)の行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日は正午まで。

イ 提出場所 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国四国防衛局総務部契約課契約審査第1係 TEL 082-223-7233

ウ 提出方法 書類の提出は、持参又は郵送等することにより行うものとする。

(4) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行広島支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 日本銀行広島支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 中国四国防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。

(5) 見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。

(6) 入札の無効 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(7) 提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しい乖離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第8条第1項第3号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。

(8) 配置予定の監理技術者等の確認 落札者決定後、発注者支援データベース・シス

テム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

- (9) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (10) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (11) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (12) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (13) 契約書作成の要否 要。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (15) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記4(3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (16) 詳細は、入札説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

岩国飛行場(H29)統合倉庫新設電気その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 29 年 4 月 21 日

支出負担行為担当官

中国四国防衛局長 菅原 隆拓

- 1 工 事 名 岩国飛行場(H29)統合倉庫新設電気その他工事
- 2 工事場所 山口県岩国市（米軍岩国基地内）
- 3 工事概要
 - ・ 統合倉庫新設 RC-2 延面積 約 8,150 m²×1 棟
 - ・ 発電機室新設 RC-1 延面積 約 60 m²×1 棟
 - 上記に係る付帯電気・通信情報設備工事一式
 - ・ 構内配電線路工事 一式
 - ・ 構内通信線路工事 一式
- 4 工 期 平成 31 年 3 月 29 日まで。
- 5 競争参加資格審査申請書の交付
 - (1) 交付期間 平成 29 年 4 月 21 日から平成 29 年 7 月 25 日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）をいう。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。
 - (2) 交付場所 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30
中国四国防衛局総務部契約課 電話 082-223-7233
 - (3) そ の 他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
- 6 申請書の提出
 - (1) 提出期間 平成 29 年 4 月 21 日から平成 29 年 5 月 18 日までの行政機関の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。
 - (2) 提出場所 上記 5 (2) に同じ。
 - (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成29・30年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年4月21日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第3と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成29年5月19日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2又は3社の組合せとする。

ア 防衛省における平成29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「電気工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ 防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る総合審査数値（資格審査結果通知書の記3の総合審査数値欄の点数）が、代表者は870点以上、代表者以外の構成員は480点以上であること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

オ 代表者以外の構成員については、岩国市、周防大島町、和木町又は大竹市内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店が所在すること。

(2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成 14 年 4 月 1 日から入札公告日までに元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造で、延面積 3,000 m² 以上(1 棟当たり)の建物新設(全面改修工事を含む)に係る動力設備及び電灯設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

代表者以外の構成員は、平成 14 年 4 月 1 日から入札公告日までに元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延面積 300 m²以上(1 棟当たり)の建物新設(全面改修工事を含む)に係る動力設備及び電灯設備を含む電気設備工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)

イ 建設業法の「電気工事」につき許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。

ウ 代表者は、電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの 10 分の 6 以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記 6 により申請することができる。この場合、上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記 7 (1) アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記 7 (1) ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後 3 か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「岩国飛行場(H29)統合倉庫新設電気その他工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設建設共同企業体」とする。

(2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事

共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。